

(総務委員会)

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保

に係る地方税の臨時特例に関する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税及び市町村民税いずれも、年額五百円を加算した額とする地方税法の特例を定めようとするものである。

なお、衆議院において、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率の特例について、適用期間を五年間延長するとともに、標準税率に加算する額を引き上げること、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除すること等の修正が行われた。